

3 捜査、裁判の流れ

(1) 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」の過程を経ます。

※ 加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

① 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることをいいます。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」といいます。

一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります³。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。被疑者が勾留されている間も、捜査機関は様々な捜査を行います。

② 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。

裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁴。

※ 起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

③ 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」といいます。

検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。（被害者参加制度）

³ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

⁴ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されません。

④ 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができる損害賠償命令制度があります。

《各種制度について》

被害者参加制度

殺人、傷害、危険運転致死傷など故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件、強姦性交等・強制わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷などの事件の被害者やご遺族の方々が、あらかじめ検察官に申し出て、裁判所の許可を得た場合は、被害者等の方々は「被害者参加人」として刑事裁判に参加し、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができます。

また、これらの行為を弁護士に委託することもできます。

法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1-4.html#4

検察庁ホームページ <http://www.kensatsu.go.jp/>

被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加人の資力が一定の基準額に満たない場合は、国が報酬等を負担する弁護士の選定を求めることができます。

法テラスホームページ

https://www.houterasu.or.jp/higaishashien/seido/higaisha_sankanin/index.html

被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度です。資力等にかかわらず、すべての被害者参加人にご利用いただけます。法テラスでは、旅費等の算定と被害者参加人の方への送金業務を行っています。

法テラスホームページ

https://www.houterasu.or.jp/higaishashien/seido/higaisha_sankaryohi/index.html

損害賠償命令制度

殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件などの被害者又はその相続人などの方は、刑事裁判所に対し、起訴後、刑事裁判の弁論が終わるまでの間に、被告人に対する損害賠償命令を申し立てることができます。

この申立ては、刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、この申立てについての審理をそのまま担当し、刑事裁判の訴訟記録をこの審理においても取り調べた上、原則として4回以内の期日で審理を終わらせ、損害賠償命令の申立てについて決定をすることになります。この決定に対して、両当事者から異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟のに移ります（この場合でも、審理に必要な刑事裁判の訴訟記録は民事の裁判所に送付されます）。

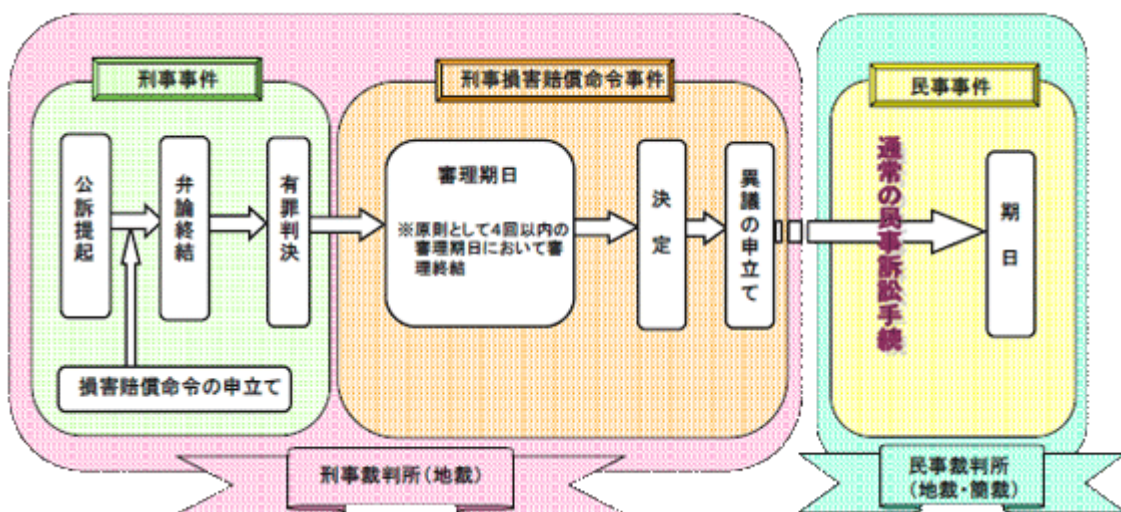
この制度では、刑事裁判所が民事の損害賠償の審理を担当し、刑事裁判の訴訟記録を取り調べることなど刑事手続の成果を利用することにより、被害者やご遺族等の方々による被害の事実立証がしやすく、基本的に損害の賠償額を中心とした審理をすることになるので、簡易迅速に手続を進めることができます。

さらに、申立手数料が2,000円であるなど利用しやすい制度であり、また、通常の民事訴訟の手続に移った場合でも、訴訟記録をコピーして民事の裁判所に提出する手間が省けるなど、被害者やご遺族等の方々の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。

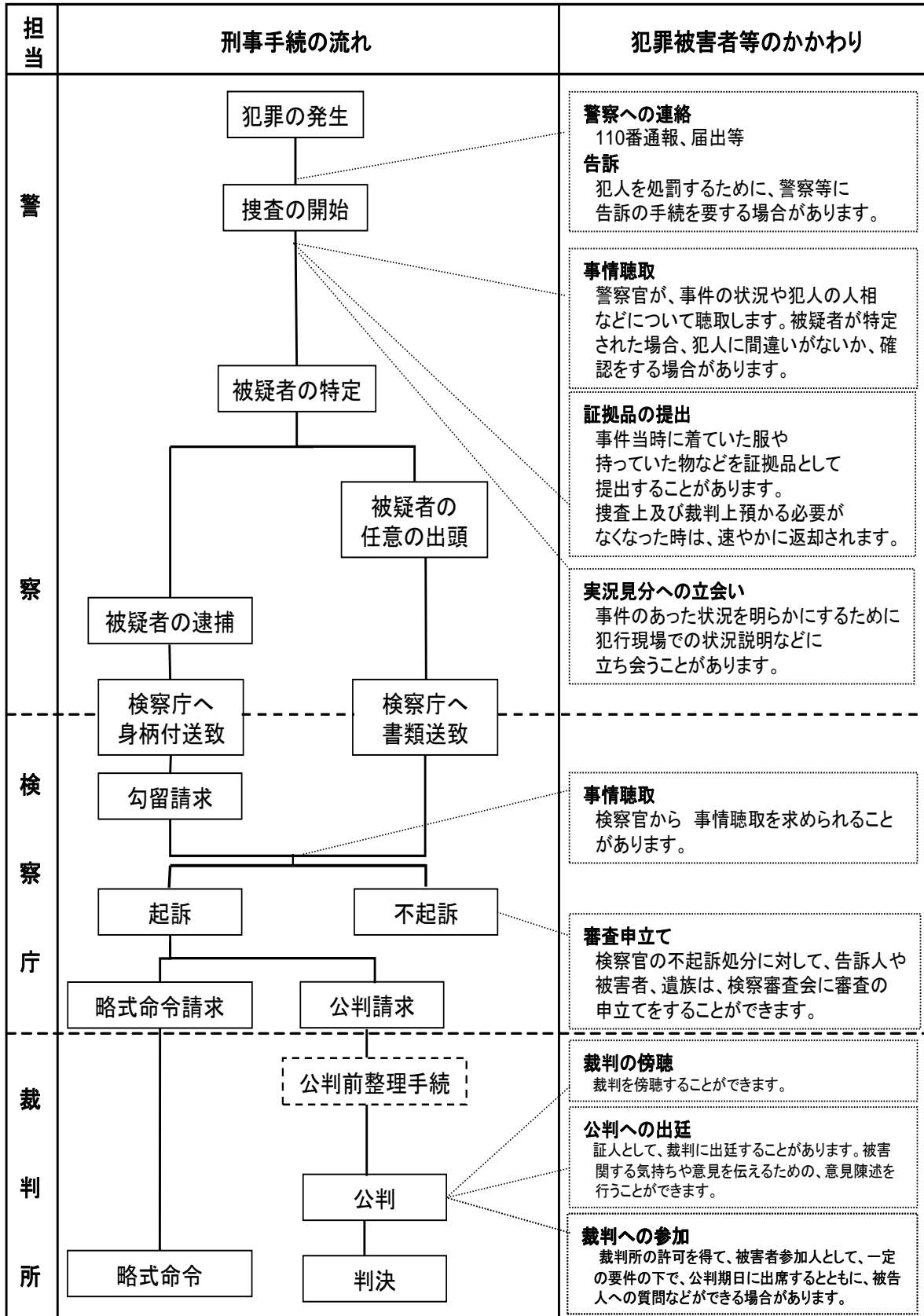
法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-4.html#9

裁判所ホームページ <https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/seido/Index.html>

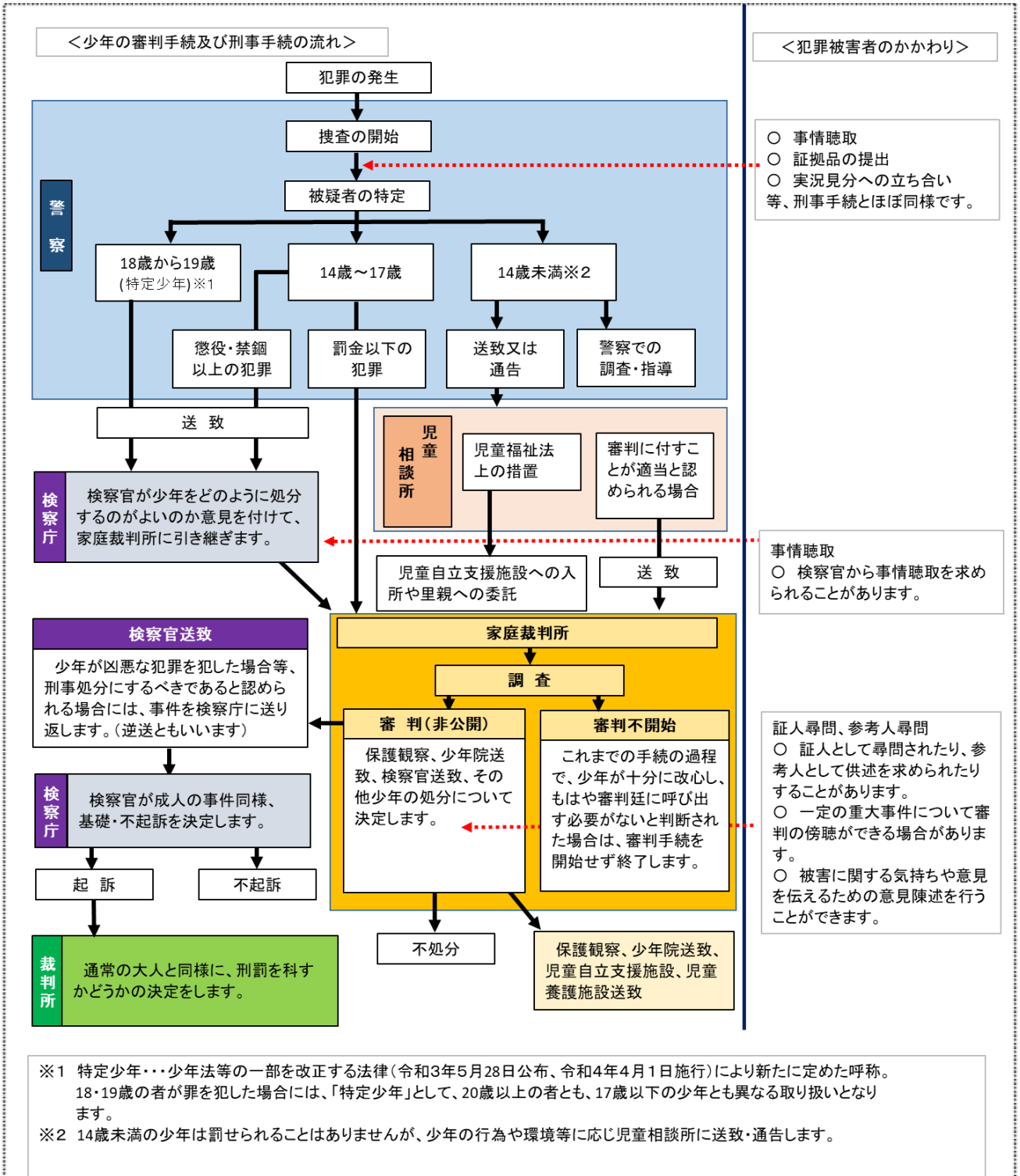
〈損害賠償命令制度の流れ〉



一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり



少年(20歳未満の者)と審判手続及び刑事手続の流れと 犯罪被害者等のかかわり



民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり

